

計画作成年度	令和４年度
計画主体	静岡県小山町

小山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 小山町経済産業スポーツ部農林課
 所 在 地 静岡県駿東郡小山町藤曲５７－２
 電 話 番 号 ０５５０－７６－６１２１
 F A X 番 号 ０５５０－７６－２７９５
 メールアドレス nourin@fuji-oyama.jp

- (注) １ 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- ２ 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、カモシカ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	静岡県小山町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

①農業（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
ニホンジカ	水稻	2,675	210
	豆類	172	46
	飼料作物	820	117
	野菜	3,231	72
	いも類	802	19
	その他	243	11
	小 計	7,943	475
イノシシ	水稻	1,427	112
	豆類	37	10
	果樹	7	0
	野菜	830	19
	いも類	625	15
	その他	132	6
	小 計	3,057	162
ハクビシン	豆類	23	6
	雑穀	64	61
	果樹	85	3
	野菜	429	10
	いも類	337	8
	その他	173	8
	小 計	1,111	95
アナグマ	豆類	2	0
	雑穀	7	7
	果樹	35	1
	その他	0	0
	小 計	44	8
アライグマ	雑穀	4	4
	小 計	4	4
カモシカ	—	—	—
	小 計	—	—

カラス	水稻	22	2
	豆類	27	7
	雑穀	7	7
	野菜	799	18
	いも類	1	0
小 計		856	34
合 計		13,015	777

※小数点以下四捨五入のため、合計が合わない箇所あり

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ	ニホンジカによる被害は、町内全域で5月から8月を中心に発生している。農業（稲や野菜等への食害、踏み荒らし）や林業（樹木の剥皮）等への被害が発生しており、多岐にわたっている。また、町内での生息域が拡大しているヤマビルの運び屋となる等、新たな問題も発生している。
②イノシシ	イノシシによる被害は、町内全域で5月から9月を中心に発生している。ニホンジカと同様に農業（稲や野菜等への食害、踏み荒らし）への被害が発生しているほか、根の掘り起こしや農地の法面崩壊等の被害も発生している。
③ハクビシン・アナグマ・アライグマ	ハクビシン・アナグマ・アライグマによる被害は、5月から9月の時期を中心に、トウモロコシ等の野菜において発生している。また、人家や倉庫等への侵入報告も増加傾向にある。
④カモシカ	カモシカによる被害は、令和3年度は報告はないが、令和4年度に入り、農業（野菜への食害）への被害が報告されている。特に阿多野地区では、目撃情報が相次いでおり、今後の被害拡大が懸念される。
⑤カラス	カラスによる被害は、田植え直後の稲の踏み荒らしや収穫時期を迎えた野菜の多い7月から9月の時期に発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
ニホンジカ	7,943	475	7,148	427
イノシシ	3,057	162	2,751	145
ハクビシン	1,111	95	999	85
アナグマ	44	8	39	7
アライグマ	4	4	3	3
カモシカ	0	0	0	0
カラス	856	34	770	30
合 計	13,015	777	11,710	697

※小数点以下四捨五入のため、合計が合わない箇所あり

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	駿東猟友会小山支部と委託契約を結び、箱ワナや銃器を用いて有害鳥獣捕獲を実施している。 また、有害鳥獣捕獲従事者を確保・育成するために狩猟免許の取得等を助成する制度を平成25年12月から実施している。	地元猟友会員の高齢化や会員数の減少に伴う捕獲従事者の担い手の確保・育成が課題となっている。 捕獲個体の処理について、個人による埋設処理が中心であり、処理作業の負担軽減が課題となっている。 カモシカについては、町内での目撃情報や被害報告があることから、関係機関と連携し、被害防止対策を講じていく。
防護柵の設置等に関する取組	国庫補助を活用し、防護柵の整備を実施している地域もある。 静岡県農業共済の補助金を活用し、個人に年1回の申請で、資材費の2分の1を補助している。	防護柵の維持管理の継続に負担がかかる。 令和4年度より農業共済組合による補助がなくなったことから、個人向けの防護柵の補助について、検討が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	電気柵設置等に関する講習会を開催し、被害防止技術に関する知識の普及を図っている。	被害額等が増加しており、農業者への効果的な防除に関する知識の普及が課題となっている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・野生鳥獣の餌となる生ごみや放任果樹の撤去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進し、集落単位で生息環境対策を講じていく。
- ・被害を予防するための侵入防止柵の設置を推進するとともに、捕獲従事者の担い手を確保するため講習会や研修会等の機会を提供し、わな猟免許取得者の育成を図っていく。さらに、鳥獣被害対策実施隊を主体とし、わなによる捕獲を強化し、住民からの通報等に即時対応し、被害の減少に努めていく。
- ・スマート捕獲アプリ等の ICT（情報通信技術）機器の導入について検討を行い、捕獲従事者の負担軽減を目指す。
- ・これらの生息環境対策、予防対策及び捕獲対策による被害防止対策を講じることにより、令和3年度の被害現状値（被害額合計 13,015 千円及び被害面積合計 777a）に対して、令和7年度の被害目標値を 10%減に設定し、被害額合計 11,710 千円及び被害面積合計 697a とする。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・駿東猟友会小山支部へ補助金を交付し、捕獲体制の強化を図っていく。
- ・狩猟免許の取得等を助成する制度を推進し、担い手の確保に努め、体制の強化を図っていく。
- ・小山町鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象獣害の捕獲を進める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・講習会や研修会等を実施し、農林業者の被害防止対策への理解を深める。 ・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。 ・ハクビシン等については、実施隊と連携し、捕獲や被害防止対策を推進する。 ・カモシカについては、町内での生息状況の把握に努め、被害防止対策を検討・推進する。 ・カラスについては、実施隊と連携し、追払いを中心に対策を進める。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・講習会や研修会等を実施し、農林業者の被害防止対策への理解を深める。 ・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。 ・ハクビシン等については、実施隊と連携し、捕獲や被害防止対策を推進する。 ・カモシカについては、町内での生息状況の把握に努め、被害防止対策を検討・推進する。 ・カラスについては、実施隊と連携し、追払いを中心に対策を進める。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。
令和 7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・講習会や研修会等を実施し、農林業者の被害防止対策への理解を深める。 ・ニホンジカの捕獲については、県が実施する管理捕獲との連携を図る。 ・ハクビシン等については、実施隊と連携し、捕獲や被害防止対策を推進する。 ・カラスについては、実施隊と連携し、追払いを中心に対策を進める。 ・カモシカについては、町内での生息状況の把握に努め、被害防止対策を検討・推進する。 ・有効な捕獲機材の導入を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① ニホンジカ

被害金額及び面積について、大幅な増加傾向にあることから、引き続き捕獲圧を高める必要がある。

過去3年間の捕獲頭数は、年間100頭前後（平均捕獲頭数：101頭）で推移しており、令和5年度から令和7年度の捕獲計画数を年間120頭とする。

② イノシシ

被害金額及び面積について、横ばい傾向にあるが、新たな地域での被害報告も増えていることから、引き続き捕獲をする必要がある。

過去3年間の捕獲頭数は、ばらつきがみられるが、令和3年度の捕獲頭数は減少している。猟友会より、豚熱等の影響による目撃頭数の減少が報告されていることから、令和5年度から令和7年度の捕獲計画数を年間100頭とする。

※令和2年度は206頭の捕獲実績があるが、目撃情報の減少等から、令和元年度及び令和3年度の平均捕獲頭数98頭を目安とし、計画数を算出した。

③ ハクビシン、アナグマ、アライグマ

被害面積について、増加傾向にあり、猟友会や地域住民からの目撃情報や被害報告が増加していることから、捕獲をする必要がある。

実施隊を中心とした捕獲活動により、令和5年度から令和7年度の捕獲計画数をハクビシン年間10頭、アナグマ年間10頭、アライグマ年間10頭とする。

(捕獲実績)

対象鳥獣		捕獲頭数（頭）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	平均
ニホンジカ	捕獲頭数	91	114	98	303	101
イノシシ	捕獲頭数	112	206	85	403	134

※捕獲頭数：緊急捕獲活動支援事業実績より

※ハクビシン、アライグマ、アナグマ：捕獲実績なしのため記載なし

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	120 頭	120 頭	120 頭
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
アナグマ	10 頭	10 頭	10 頭
アライグマ	10 頭	10 頭	10 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲を、被害の発生に応じて、銃器、くくりわな及び箱わな等を用い、鳥獣保護区等を含めた区域を対象として実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・必要に応じて、空砲によるカラスの追払いを実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小山町全域	・カモシカ以外の対象鳥獣については委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ	農業共済組合からの補助金がなくなったため、町独自の防護柵に対する補助金について検討する。 ニホンジカやイノシシ被害の多い地域については、鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵設置の検討を行う。	農業共済組合からの補助金がなくなったため、町独自の防護柵に対する補助金について検討する。 ニホンジカやイノシシ被害の多い地域については、鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵設置の検討を行う。	農業共済組合からの補助金がなくなったため、町独自の防護柵に対する補助金について検討する。 ニホンジカやイノシシ被害の多い地域については、鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵設置の検討を行う。
カモシカ	鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の整備（新設・増設）について、検討をする。	鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の整備（新設・増設）について、検討をする。	鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の整備（新設・増設）について、検討をする。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会等による維持管理を実施する。 個人で設置した電気柵等について、適切な設置、維持管理を推進する。	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会等による維持管理を実施する。 個人で設置した電気柵等について、適切な設置、維持管理を推進する。	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会等による維持管理を実施する。 個人で設置した電気柵等について、適切な設置、維持管理を推進する。

カモシカ	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会による維持管理を実施する。 猟友会と連携し、必要に応じて、追上げ・追払いを実施する。	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会による維持管理を実施する。 猟友会と連携し、必要に応じて、追上げ・追払いを実施する。	鳥獣被害防止総合対策交付金により設置した侵入防止柵について、部農会による維持管理を実施する。 猟友会と連携し、必要に応じて、追上げ・追払いを実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・侵入防止柵周辺の除草作業の実施 ・猟友会の猟犬による追上げ・追払いの実施 ・部農会や中山間地域等直接支払協定集落等による定期的な侵入防止柵の点検の実施 ・小型箱わなによる捕獲 ・集落内の餌源の減少のための点検の実施、餌源の除去 ・農林業者向けの被害防止対策に関する講習会の実施 ・耕作放棄地の解消や耕作放棄地発生防止
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・侵入防止柵周辺の除草作業の実施 ・猟友会の猟犬による追上げ・追払いの実施 ・部農会や中山間地域等直接支払協定集落等による定期的な侵入防止柵の点検の実施 ・小型箱わなによる捕獲 ・集落内の餌源の減少のための点検の実施、餌源の除去 ・農林業者向けの被害防止対策に関する講習会の実施 ・耕作放棄地の解消や耕作放棄地発生防止
令和 7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ アライグマ カモシカ カラス	・侵入防止柵周辺の除草作業の実施 ・猟友会の猟犬による追上げ・追払いの実施 ・部農会や中山間地域等直接支払協定集落等による定期的な侵入防止柵の点検の実施 ・小型箱わなによる捕獲 ・集落内の餌源の減少のための点検の実施、餌源の除去 ・農林業者向けの被害防止対策に関する講習会の実施

		実施 ・耕作放棄地の解消や耕作放棄地発生の防止
--	--	----------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

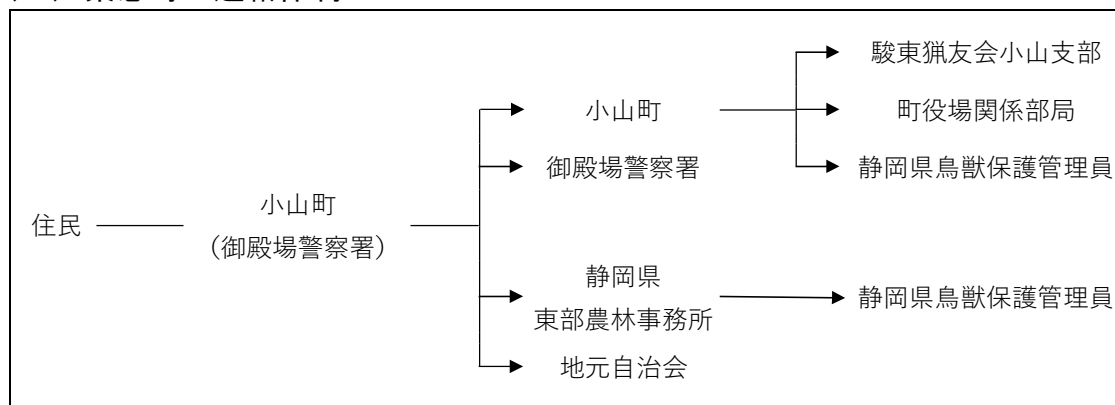
関係機関等の名称	役割
御殿場警察署	・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・静岡県や小山町から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施
静岡県東部農林事務所	・住民からの通報に基づき、関係機関（御殿場警察署、小山町、静岡県鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ・静岡県鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼
駿東猟友会小山支部	・小山町からの出動要請に基づく現場状況の把握 ・必要に応じて、捕獲や追上げ・追払いの実施
小山町	・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・関係機関（御殿場警察署、静岡県、静岡県鳥獣保護管理員、町役所関係各部局等）や駿東猟友会小山支部への出動要請 ・地元自治会への注意喚起、必要に応じた避難誘導の協力依頼 ・教育委員会を通じて、近隣小学校、中学校、こども園等への情報提供・注意喚起と必要に応じた避難誘導の協力依頼
地元自治会	・住民からの通報に基づく小山町や御殿場警察署への連絡 ・住民への情報提供・注意喚起 ・（必要に応じた）住民の避難誘導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・当面は、自家消費または捕獲現場等での埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・一部猟友会員による利用が行われている。将来的な有効利用については、必要に応じて検討を行う。
ペットフード	・一部猟友会員による利用が行われている。将来的な有効利用については、必要に応じて検討を行う。
皮革	・一部猟友会員による利用が行われている。将来的な有効利用については、必要に応じて検討を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	・一部猟友会員による利用が行われている。将来的な有効利用については、必要に応じて検討を行う。 ・学術研究等は、関係機関と連携し、必要に応じて提供・研究を行う。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

- ・近隣市町と連携し、広域で利用することが可能な処理施設等の捕獲後の処理方法について検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・現在は埋設処理が中心であり、必要に応じて人材育成等の取組を検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小山町鳥獣被害防止対策協議会 (設立年月日：平成24年7月3日)
構成機関の名称	役割
小山町農業委員会(対策協議会長)	協議会の統括及び推進協議会との調整
駿東猟友会小山支部(幹事)	情報提供及び捕獲と対策協議
小山町農業行政協力委員(幹事)	情報提供及び地域巡回と対策協議
富士伊豆農業協同組合(幹事)	情報提供及び対策協議
静岡県農業共済組合(幹事)	情報提供及び対策協議
静岡県東部農林事務所(幹事)	情報提供及び対策協議
小山町農林課(事務局)	協議会事務局及び連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
御殿場警察署	銃器取扱いに関する指導業務
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務
静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター	鳥獣の生態に関する情報の提供と、捕獲に関する助言等業務

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・特措法に基づく実施隊について、平成29年12月に設置。猟友会員の中から選出した7名及び小山町農林課職員で構成。

・主に、農林業者からの被害相談等の対応、被害報告場所のパトロールやわなの設置を実施。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・隣接する他地域又は他市町の被害対策連絡会とも連携できる体制準備を検討し、共同で講演会、情報交換会、勉強会等を開催し、北駿地域全体での鳥獣被害対策を検討していく。
- ・国有林内に生息する鳥獣の捕獲については森林管理署へ、演習場内に生息する鳥獣については自衛隊へ協力を求め、被害防止施策の実施体制を整備する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・侵入防止柵の設置とわな購入に関し各種補助事業を活用し、侵入防止柵の周りにわなを設置することによって捕獲率の向上と被害の軽減を図る。
- ・捕獲の際、森林整備事業で設置された作業道を有効利用するため、地権者の同意を得る。
- ・静岡県東部農林事務所及び駿東猟友会小山支部等の協力のもと、狩猟免許取得に向けた講習会や、農林業者を対象とした被害防止対策に関する講習会を開催する。
- ・放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を推進するための集落での勉強会を開催する。
- ・猟銃の誤射事故が断続的に発生しているため、安全に捕獲に取り組めるよう、関係機関等と連携し、正しい知識の普及・注意喚起を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。